

平成24年4月1日～

種類	病名	出席停止期間の基準
第二種	麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	紅斑性の発疹が消退するまで
	インフルエンザ（流行性感冒）	（小・中学校）発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで （幼稚園）発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	流行性角結膜炎	
	その他の感染症	

上記のほかに法定感染症（第一種）がありますが、これは感染症予防法によって治癒するまで強制隔離などの規制を受けますので、省略してあります。